

清瀬市役所サマーフードフェスタ２０２４に係る協定書（案）

清瀬市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、清瀬市役所サマーフードフェスタ２０２４を開催することについて、次の条項により協定を締結する。

（事業の名称）

第１条 清瀬市役所サマーフードフェスタ２０２４

（事業の目的）

第２条 清瀬のにぎわいの創出のため清瀬市役所サマーフードフェスタ２０２４を開催する。

（事業の内容）

第３条 清瀬市役所本庁舎１階及び庁舎前広場にて清瀬市役所サマーフードフェスタ２０２４と題し、キッチンカー等による出店により、飲食物を販売する。

（事業開催日時）

第４条 前条に規定する清瀬市役所サマーフードフェスタは令和６年８月２４日（土）１７時から２０時まで開催するものとする。

２ 前項に規定する開催時間は、当日の状況に応じ前後するものとする。

（協定期間）

第５条 令和６年８月２日から令和６年８月２４日まで

（責任の範囲）

第６条 本事業に係る責任については、全て甲が負うものとする。

（キッチンカーの出店）

第７条 乙は、サマーフードフェスタ２０２４に際し、次の品目を販売するキッチンカーを最低１台以上設置し、かつ全体で１０台以上１５台以下のキッチンカーを出店するものとする。

（１）からあげ

（２）ポテト

（３）タコライス、オムライス及びカレーライスのいずれか１品目以上

（４）その他食事系

（５）デザート系

２ 乙は、キッチンカーに十分な大きさのゴミ箱（袋）を設置し、衛生上問題のないよう管理及び廃棄物の回収をするものとする。

（経費負担の範囲）

第８条 本事業のうち、キッチンカーの出店に関する費用は乙の負担とする。

（消防署への届け出）

第９条 本事業に係る消防署への届け出は、甲が行うものとする。

（その他特記事項）

第１０条 その他甲乙の間で疑義が生じた事項は、両者協議の上決することとする。

甲及び乙は、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

年 月 日

甲 清瀬市中里5丁目842番地
清瀬市
市長 澁谷 桂司

乙